3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市夏山町字上平瀬四四から五一まで、四四の一、四五の一から四五の五まで、四六の一から四六の三まで、四八の一から四八の六まで、四八の八、四八の九、四八の一三、四九の一、五〇の一、五〇の二、五一の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡東栄町大字振草字小林大平一一五（次の図に示す部分に限る。）、字小林若杉一四の三、大字西薗目字沢上五九の四、字下小田敷四三の二、大字東薗目字一ノ瀬一の一から一の三まで、八、一一、字下峯三三、字金山沢二一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字熊ノ谷下六一の三一、字屋下沢三七、四三、字宮ノ入四四の七、字宮脇一九・七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字淀野八八、九二、一三一、一三二、一三四、一三五、字石原四三、四四、九一、字相野向一一（次の図に示す部分に限る。）、九、字高埜三六（次の図に示す部分に限る。）、字市城一の六七・一の六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の七、一の三五、一の三九、一の四九、一の六五、一の七三、四一、六七から七一まで、七八の一、東河原町字ホドクチ二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、宮崎町字仙坂通一二三、字奥庄野八の一七、八の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び東栄町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県岡崎市石原町字熊ノ谷下六一の三一、字屋下沢三七、四三、字宮ノ入四四の七、字宮脇一九・七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字淀野八八、九二、一三一、一三二、一三四、一三五、字石原四三、四四、九一、字相野向一一（次の図に示す部分に限る。）、九、字高埜三六（次の図に示す部分に限る。）、字市城一の六七・一の六八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一の七、一の三五、一の三九、一の四九、一の六五、一の七三、四一、六七から七一まで、七八の一、東河原町字ホドクチ二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、宮崎町字仙坂通一二三、字奥庄野八の一七、八の一八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び岡崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県豊川市御津町金野国坂七〇の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を愛知県庁及び豊川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　愛知県北設楽郡豊根村三沢字明金三一の九・三一の一七（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、古真立字クワ瀬一〇の一、一三の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び豊根村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県郡上市大和町島字水谷七一〇五の五から七一〇五の一四まで、七一〇五の二六、七一〇五の三一、七一〇五の三五から七一〇五の三七まで、七一〇五の四〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二百九十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年二月三日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　岐阜県瑞浪市稲津町小里字水晶堀二四五五の二、二四五六の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）